- 1. パブリックコメントに関して
- 1)何件集まったか。
- 2) どのように検討するのか。
- 3) パブリックコメントを踏まえて、再度、行動指針や基本方針を策定しなおすべきではないか。
- 4) 年末年始をはさんでたった 1 ヶ月であり、パブコメ機関があまりに短かったのではないか。

- 1) 現在集計中であり正確な件数はお答えできないが、数千件に及ぶ意見の提出があった。
- 2) 行政手続法 42 条の規定も参考にしつつ、しっかりと検討する。
- 3) 提出意見を踏まえ、必要があれば行動指針や基本方針に意見を反映する。
- 4) 基本方針は、行政手続法 39 条の規定も参考にしつつ、2022 年 12 月 23 日から 2023 年 1 月 22 日まで計 31 日間、パブリックコメントを実施しており、手続きに問題はないと考えている。

- 2. 説明・意見交換会
- 1) 名古屋、埼玉で行われた「説明・意見交換会」の告知期間は何日だったのか。
- 2) 現在までに実施された「説明・意見交換会」における 参加人数及び出された意見についてご教示いただきた い。
- 3)「説明・意見交換会」で参加者から出された意見は、G X基本方針に反映されるのか。
- 4)「説明・意見交換会」で出された意見を踏まえて、GX基本方針を策定しなおすべきではないか。

- 1) 初回の中部経済産業局にて開催した「GX 実現に向けた基本 方針についての全国説明・意見交換会」の告知期間は9日 間、2回目の関東経済産業局においては7日間。
- 2) 現在までに実施した「GX 実現に向けた基本方針についての 全国説明・意見交換会」(中部・関東・近畿・東北)におけ る参加申込み人数は、703名。「GX実現に向けた基本方 針」につき、広く国民の皆様から御意見をいただいた。
- 3) 基本方針の策定に向けては、パブリックコメントを実施しており、反映方針などについて現在検討を進めている。説明・意見交換会の意見は、今後の政策検討の参考とする。
- 4) 説明・意見交換会の意見は、今後の政策検討の参考とする。

3.「今後の原子力政策の方向性と行動指針」「GX 実現に向けた基本方針」は、将来世代も含め、国民の生活や安全にもかかわる問題であり、一般の関心も高い。このような重大な政策を、原発産業の立場を代弁するような委員が圧倒的な多数を占める原子力委員会で決めてしまったことは大きな問題ではないか。各地での公聴会や討論会の開催などの手法を組み合わせた国民的議論を行うべきではないか。

- 1. 資源エネルギー庁の審議会において、技術はもちろん、 法律や金融、経済学、医学など幅広い分野の有識者であり、 エネルギー政策や原子力事業について、幅広い立場からご 知見を有する方々に、議論を行っていただいている。
- 2. その上で、G X 基本方針については、現在、全国で対 話型の説明会・意見交換会を行っており、今後も様々な手 段で政府方針について分かりやすく説明を行っていく。

- 4. GX 関連法案、GX 関連予算、GX 経済移行推進機構について 1)「今後の原子力政策の方向性と行動指針」「GX 実現に向けた基本方針」に基づき、国会に提出しようとしている法案およびその概要についてご教示頂きたい。
- 2)「今後の原子力政策の方向性と行動指針」「GX 実現に向けた基本方針」に基づいた来年度予算の増額および内訳についてご教示いただきたい。
- 3) 20兆円規模の「GX 経済移行債」を発行することが提案されているが20兆円の使途内訳についてご教授頂きたい。
- 4)「GX 実現に向けた基本方針」において、新たに「GX 経済移行推進機構(仮称)」の設立が提案されているが、同機構の発足スケジュール、規模(人数、年間予算規模)、業務内容についてご教示いただきたい。

- 1) 脱炭素電源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するため、「GX 実現に向けた基本方針」に基づき、エネルギー及び原材料の脱炭素化に向けた取組と産業競争力の強化を両立させた経済構造への円滑な移行を推進するための法案や、地域と共生した再エネの最大限の導入促進や、安全確保を大前提とした原子力の活用に向け、所要の関連法の改正を検討中。
- 2) 「今後の原子力政策の方向性と行動指針」「GX 実現に向けた基本方針」に個別の予算事業を紐づけることはしていないが、原子力や GX に関係する代表的な予算については「経済産業省関係 令和 4 年度補正予算・令和 5 年度当初予算案のポイント」の皿.(1) 脱炭素社会の実現に明記している。

- 3) GX 基本方針で示した「国による投資促進策の基本原則」に 基づいて投資先を今後検討するため、現時点で内訳は存在 しない。
- 4) GX 経済移行推進機構(仮称)の業務内容としては、
  - ①民間企業の GX 投資の支援 (金融支援 (債務保証等))
  - ②化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収
  - ③排出量取引制度の運営(特定事業者排出枠の割当て・入札等)等を想定。発足スケジュールや規模については、検討中である。

5. 原発の運転期間延長に関して、原子力を推進する立場の経済産業省が、原発の運転延長に関して認可を行うことは、原発事故の教訓を踏まえて議論された「利用と規制の分離」を蔑ろにするものではないか。

- 1. 東京電力福島第一原発事故の反省を踏まえ、規制と利用 の分離の観点から、原子力安全規制については、高い独立 性を有する原子力規制委員会が一元的に所掌することとさ れている。
- 2. 原子力の利用に当たって、安全性の確保は大前提であり、原子力規制委員会により安全性が確認されなければ、原子力発電所の運転ができない仕組みとすることが必要と考えている。
- 3. その上で、原子力規制委員会から、運転期間の定めは 「原子力の利用の在り方に関する政策判断」であり、同委 員会が「意見を述べるべき事柄ではない」との見解が示さ れていることを踏まえれば、運転期間の在り方について、 利用政策の観点から、経済産業省が検討を行うことは問題 ないものと考える。

6. 運転期間の見直しをめぐり、原子力規制庁と非公開の場で面談を繰り返していたことは問題ではないのか。

- 1. 運転期間の見直しに関する、経済産業省における利用側の観点からの検討状況については、日常的な事務連絡などを通じて、原子力規制庁を含む関係省庁への情報提供を行っている。
- 2. 他方、原子力安全規制の内容の在り方について、経済産業省から原子力規制庁に、具体的な意見の申し入れ等を行った事実はなく、問題があったとは考えていない。

7. 原子炉等規制法は原子力規制委員会の所管する法であることから、通常、環境委員会で審議されるところだが、経産省が束ね法案の一つとして原子炉等規制法の改正を提出する場合、国会ではどの委員会が審議するのか。

# (回答)

1. どの委員会で審議するかについては、国会でお決めになることと承知している。